

道州制特区の推進に関する意見書

1 地方分権の推進

人口減少や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響など、地域を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地域が持続的に発展し続けていくためには、この国のかたちを中央集権型から地方分権型へ転換し、地域が自ら主体的に考え行動することができる自立した地域社会の実現を図ることが重要です。また、「地方創生」を強力に進める観点からも、より一層の地方分権改革を推進する必要があります。

特に、道州制特区制度は、国からの権限移譲等を先行的・モデル的に進めるため、特定広域団体が法律に基づき国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、国から特定広域団体である北海道へ移譲された事務・事業に関しては、地域の実態に合わせた適切で効率的な事務執行が可能となり、処理期間の短縮や申請窓口の一本化等による利用者や地域住民の利便性の向上などが図られています。

このため、「道州制特別区域基本方針」において、令和2年度までとされている計画期間については、これまでの取組の成果を踏まえ延長していただきたい。

また、提案募集方式なども含め、地方からの権限移譲等に係る提案についてはその実現を前提として検討を行うとともに、移譲等によって支障が生じる場合にはその解決策を検討して移譲等を可能にするなど、地方の発意を最大限尊重して対応いただきたい。

2 権限・財源の一体的移譲

平成26年6月に取りまとめられた「地方分権改革の総括と展望」では、権限移譲に当たっては移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講ずるものとされています。

引き続き、国から移譲される事務・事業の円滑な実施に向け必要な財源が確保されるようご配慮いただきたい。

令和3年（2021年）1月20日

道州制特別区域推進本部長 菅 義 偉 様

道州制特別区域推進本部参与会議

参与 岐阜県知事 古田 肇

参与 北海道知事 鈴木 直道